

具体的かつ詳細な随意契約理由について（物品等）

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー（環境11号）の修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿株式会社	1,044,131	令和7年2月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	東北環境事業センター 衣類乾燥機修繕	産業用機器	日精オーバル（株）	1,338,260	令和7年2月25日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー（環境3号）の修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿株式会社	1,070,025	令和7年3月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
4	資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境4号）の修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿株式会社	1,052,942	令和7年3月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
5	資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境13号）の修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿株式会社	1,791,922	令和7年3月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー（環境 11 号）の修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。今回のラジエータ及びDPFマフラーの修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

東北環境事業センター 衣類乾燥機修繕

2 契約の相手方

日精オーバル（株）

3 随意契約理由

本修繕は東北環境事業センターにおける衣類乾燥機の構成機器である主要部品が故障し、このままでは当該施設における衣類乾燥機が運転できないことから修繕を行うものである。

当該施設に設置されている衣類乾燥機は日精オーバル（株）が独自の技術により製造したものであり、本修繕については、当該衣類乾燥機が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該衣類乾燥機を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該衣類乾燥機の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3376）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー（環境3号）の修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。今回のエンジンオイル漏れの修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境4号）の修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。今回のエンジンオイル漏れの修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境 13 号）の修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。今回のメインポンプ及び電制 ECM クランク角センサ故障の修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）